

老齢基礎年金の 繰り上げ支給・繰り下げ支給について

国民年金
だより

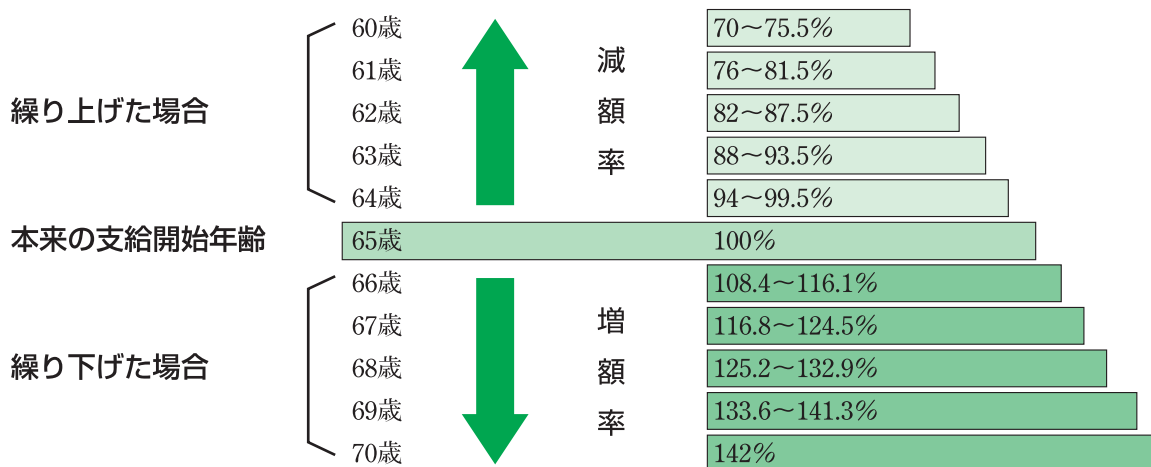
問い合わせ先
保険年金課 年金係
☎(40)5558

老齢基礎年金は、60～64歳までの間に繰り上げて受け取ることもできます。この場合、繰り上げて受ける年齢に応じて、グラフに示した割合に減額されます。

また、65歳以降の希望する年齢から繰り下げて受けることができます。この場合、繰り下げた期間に応じて、グラフに示した割合に増額されます。減額、増額の割合は生涯変わらないので、注意が必要です。

昭和16年4月2日以降に生まれた方

(1カ月単位で支給率が異なります)



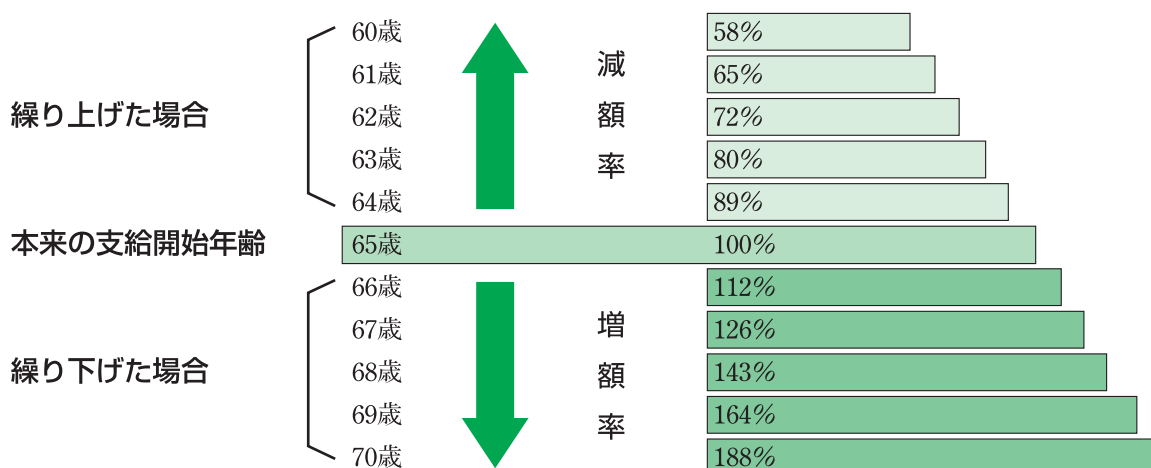
※減額・増額される率は、次のように計算されます。

減額率：0.5%×繰り上げ請求月から65歳になる月の前月までの月数

増額率：0.7%×65歳になった月から繰り下げを申し出た月の前月までの月数

昭和16年4月2日以前に生まれた方

(1年単位で支給率が異なります)



国民年金保険料納付相談窓口開設のご案内

栃木社会保険事務所職員が出張して、国民年金保険料の領収及び相談を行います。

日時 8月24日(木)・25日(金) 午前10時から午後5時

場所 【24日】下野市石橋公民館第2会議室、下野市国分寺公民館第1研修室

【25日】下野市石橋公民館第2会議室、グリーンタウンコミュニティセンター会議室

どこの会場でも相談できますので、都合の良い日時、場所にご来場ください。